

開催日：令和 7 年 10 月 1 日

会議名：令和 7 年 9 月定例会（第 4 日 10 月 1 日）

○井上弘美 よろしくお願いたします。

本市のひとり親家庭の支援策について、今回は、様々な支援が終了となる、子どもが 18 歳になった以降について議論したいと思います。

これまで基準以下の所得で支援を受けてきたひとり親家庭の子どもが、大学や専門学校への進学をされる場合、お金はかかるが、支援は終わることになります。本市のひとり親への給付支援策で、子どもの 18 歳到達後の年度末を機に対象外となるのは、児童扶養手当と医療費助成制度等と認識しております。学費がかかるほか、家計を支えてきた親の年齢が上がり、体調を崩しがちになるおそれもあります。また、子どもがアルバイトなどで家計や学費を支えていたりすると、病気やけがで働けなくなることで、たちまち困窮することになります。ひとり親家庭の医療費助成制度について、独自に拡大している市町村があると聞き及んでいます。大阪府内で実施している自治体や実施内容、対象人数について把握されていまして、教えてください。

○議長（井本博一） 厚東こども未来部長。

○こども未来部長（厚東祐子） ひとり親家庭等医療費助成制度につきましては、都道府県の補助制度に基づいており、大阪府においては、対象者を児童扶養手当と合わせて、18 歳に到達した年度末日までの児童や、その児童を監護・養育する父、母、養育者とし、所得制限を設けて実施しております。

府内においては、摂津市が市独自で大学等に在学する 22 歳に到達した年度末日までの学生とその学生を扶養している父、母、養育者にも対象を拡大しております。当該拡大に係る助成実績につきましては、令和 5 年度で延べ 3,261 人となっております。

○議長（井本博一） 1 番、井上弘美議員。

○井上弘美 摂津市の制度は、月ごとの申請によって一旦支払った医療費から一部個人負担を差し引いた額を助成するものです。したがって、延べ年間 3,261 人というのは、月当たりで約 271 人で、所得制限以下のまま子が進学している家庭で医療費助成請求があった数と言えます。

では、本市として摂津市のような医療費助成拡大の必要性、また今後の検討についてお考えをお聞かせください。

○議長（井本博一） 厚東こども未来部長。

○こども未来部長（厚東祐子） ひとり親家庭等医療費助成の拡大につきまして、必要な医療が安心して受けられるようにという第一義的な趣旨目的よりも、広く経済的負担の軽減策としての性格が強いと認識しており、摂津市においても、対象拡大の目的は子どもの貧困対策や大学等の高等教育への進学につながるなどと聞き及んでおります。

本市におきましては、ひとり親家庭への支援について、医療費助成、児童扶養手当以外に養育費確保などの経済的支援を行うことと併せ、関係機関との連携による相談体制及び情報発信の充実、就業支援、子育て・生活支援及び子どもへの支援に取り組み、総合的に充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（井本博一） 1番、井上弘美議員。

○井上弘美 ありがとうございます。ご答弁からは、摂津市の医療費助成は、ひとり親家庭が医療を安心して受けられるという観点より、経済的負担の軽減策と認識しているとの事なのですが、私は厳しい所得の状況で子が進学している場合の受診控えを懸念いたします。長年の、いわゆるワンオペで疲弊しながら、自分のことは後回しになっている保護者も多いでしょう。ひとり親家庭の経済的負担の軽減、そして、子の進学を後押しする施策であると認識されるなら、本市においても相談体制や情報発信の充実にとどまらず、何らかの給付、支援策の検討をされてはいかかかと要望し、この質問を終わります。

次に、小学生の社会見学、これは教室では得られない、生きた学びを体験できる貴重な機会です。教科書や副読本の内容が現実とつながって理解が深まり、研究心を育む主体的な学びの経験と言えます。特に地域の施設に触れることは、自分の暮らすまちへの理解や愛着を深める契機にもなります。

本市では、社会見学の訪問先として、郷土資料館「とよみゆー」、旧新田小学校校舎、豊中市伊丹市クリーンランド、人権平和センター豊中の平和展示室等が利用されていますが、これらの施設を利用した近年の小学校数を施設ごとに教えてください。

○議長（井本博一） 森山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森山幸雄） 社会見学として、ご質問のありました施設を利用した小学校の数につきまして、令和5年度から令和7年度の8月末までを年度別にお伝えしますと、郷土資料館「とよみゆー」は、令和5年度10校、令和6年度

16校、令和7年度は1校となっております。旧新田小学校校舎は、同じく令和5年度から順に、1校、1校、0校でございます。豊中市伊丹市クリーンランドにつきましては、令和5年度から順に、35校、34校、23校となっております。人権平和センター豊中の平和展示室につきましては、令和5年度から順に、1校、2校、1校となっております。

○議長（井本博一） 1番、井上弘美議員。

○井上弘美 一昨年の市民福祉常任委員会で、人権平和センター豊中は学校からの訪問数が伸びない理由として、バスの駐車場がないことを挙げられていましたが、そのほかに理由は考えられないでしょうか。また、郷土資料館「とよみゆー」の活用をさらに進めるために取組中、また検討中のことがあれば、教えてください。

○議長（井本博一） 宮城市民協働部長。

○市民協働部長（宮城節子） 人権平和センターに関連してお答えいたします。見学学校数が少ないことですが、ご質問にありましたとおり、人権平和センター豊中と人権平和センター螢池の両センターに大型バスの駐車場がないことに加えて、人権平和センター豊中から貸出しをしている平和教材などを各学校で活用されていることも、直接、来館されない要因ではないかと考えております。

周知につきましては、校長会議、豊中市人権教育研究協議会連絡会などを通じまして、現場の先生方に届くように行っております。引き続き、各種研修の場など、先生方と接触する機会に周知を行うとともに、人権平和センター豊中の平和展示室及び人権平和センター螢池の分室につきましても、小学生にとって理解しやすい展示の工夫を行ってまいります。

○議長（井本博一） 森山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森山幸雄） 郷土資料館「とよみゆー」は、豊中市に残る歴史・文化財に関する豊富な資料を保存・活用し、情報を発信している施設であり、子どもから大人まで多くの市民の皆様にお越しいただいております。

令和4年11月の開館以来、小学生の社会科見学にも活用いただいておりますが、より多くの児童生徒の皆さんにご利用いただけるよう、各校の先生方への周知活動を積極的に行うとともに、児童生徒にとって魅力のある展示や学芸員による分かりやすい解説に心がけてまいります。

○議長（井本博一） 1番、井上弘美議員。

○井上弘美 ありがとうございます。ご答弁からは、学校へのさらなるアピールや小学生向けとしての魅力アップの必要性が課題と分かりましたが、例えば郷土資料館「とよみゆー」は庄内駅から歩いて20分かかることはネックになっていないでしょうか。実際に、学校現場の声をお聞きすると、「市内施設を訪れることで、自分の住んでいる豊中を好きになってほしい、誇りに思ってもらいたい。」という願いの一方、「60分の見学に朝いちから3時間目までを費やすことになる。カリキュラムオーバーロードの現状では厳しい。」、また、「駅から学校が遠いので、貸切りバスを利用したいが、ほかの予算との兼ね合いから難しい。」といった声があります。つまり、意義を感じながらも、時間とお金をかけていくか非常に悩ましいという意見です。

市施設への訪問については、例えば学校が計画書を出して申請し、市が審査して、貸切りバス代の補助をすればいいかでしょうか。バスを使えば、市内施設を同日に複数箇所行くことも可能となり、非常に効率的だと思います。財政非常事態宣言を行っていたときに廃止はされましたが、かつて本市では学校校外学習に対して借上げバスを提供する仕組みがありました。バス利用による校外学習の効果を評価し実施していたと思います。

今年度始まった豊中市立青少年自然の家わっぱるへの交通費補助は、市有施設を有効活用し、自然に触れ合う機会を提供する施策であると考えます。ほかの市施設への訪問についても、バス代の補助を検討してはいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（井本博一） 森山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森山幸雄） バス代を含む社会科見学に必要な費用につきましては、学校教育活動徴収金公費負担事業の補助金の範囲内で対応いただくものと考えております。引き続き、郷土資料館「とよみゆー」の魅力、活動につきまして、積極的に周知を図っていきたいと考えております。

○議長（井本博一） 1番、井上弘美議員。

○井上弘美 現在の保護者負担費無償化の制度は、基本的には借上げバス廃止後の徴収金に基づき積算されたもので、新たな学習支援を想定はしていません。学校の立地、つまり学校から駅までの距離により、かかる交通費が違うのに一定の予算の中で賄うというのは合理的とは言えません。住む場所によって教育内容に差が出るのは、公平性に欠けると思います。

例えば、毎年 11 月に実施されている、とよなか市民環境展は豊島体育館で開催され、近隣校の児童は大いに環境学習を深めています。千里地区の学校でとよなか市民環境展と豊中市伊丹市クリーンランドの学習を同じ日にできれば、その学習効果は極めて高くなります。人権平和センター豊中の平和展示と郷土資料館「とよみゆー」を同じ日に見学できれば、これ以上ない郷土学習が展開できます。

このような創造的な学習を実施するためにも、借上げバスや市施設見学バス補助などの条件整備をすべきではないでしょうか。市内への社会見学に限らず、校外学習への交通費については、今後さらに検討課題としていただきたいと思います。この質問は以上です。

昨今、デジタルネイティブと言われる子どもたちが、いつでも多くの本を手にとれる大切な場所、学校図書館について質問します。

本から学びを深め、自分で調べ、気づき、血肉とする、それを導く学校図書館司書が本市では全小・中学校に各 1 人、義務教育学校においては前期課程と後期課程に各 1 人配置されています。初めに、学校図書館の法的位置づけと機能、また、本市が目指す学校図書館の役割と機能、そして特徴があれば教えてください。

○議長（井本博一） 森山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森山幸雄） 学校図書館は、学校図書館法により全ての学校に設置が義務づけられており、教育課程の展開と児童生徒の教養育成、教員の教育活動支援の機能を有する施設として位置づけられております。

本市では、児童生徒の自ら考え解決する力を育成する学習・情報センター機能、児童生徒が読書習慣を身につける読書センター機能、教員の学習指導を支援し、授業の質を高める教員支援センター機能を機能目標として、学校図書館をふだん使うことを通して、目標を追求しているところでございます。

○議長（井本博一） 1 番、井上弘美議員。

○井上弘美 学校図書館法では、12 学級以上の学校における司書教諭配置を必須とするとともに、学校司書については、努力義務とされています。本市では、努力義務となるその以前から全校に学校司書が配置されています。その経緯と現状どういった勤務形態で就業しているのか教えてください。

○議長（井本博一） 森山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森山幸雄） 本市に学校司書を配置する以前から、市民団

体が他自治体の学校司書を招き、学校図書館について学ぶ講演会・勉強会の開催や、教育委員会に対して学校司書の配置を要望されていました。教育委員会におきましても、当時、学校図書館の有効活用を図りたいと考えていたこともあり、市民とともに、人がいる学校図書館の機能や役割を共有し、検討を行ってきました。

こうした中、平成5年から専任嘱託職員を学校司書として配置し、その後、順次、配置校を増やし、平成17年には市内全校への配置が完了しました。現在、学校司書は任期付短時間勤務職員として週当たり31時間15分で、月曜から金曜まで週5日勤務をしております。

○議長（井本博一） 1番、井上弘美議員。

○井上弘美 ありがとうございます。先駆けての学校司書の全校配置は、他市からも羨まれる誇れるものです。過去に市民団体の熱心な活動を契機に、学校現場と市民、教育委員会が共通認識を持ち推進されたとご説明いただきました。

では、文部科学省が目指す学校像「チームとしての学校」の中で、教員以外の専門能力スタッフの参画が挙げられていますが、教員が学校司書と連携している例や子どもとの関わりについて、教育委員会が認識されていることを教えてください。

○議長（井本博一） 森山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森山幸雄） 学校司書は、読書支援や読み聞かせに加え、教員と連携し、百科事典や図鑑の使い方など利用教育を行っております。近年では、情報リテラシーの重要性が高まり、ウェブ情報の活用方法や引用に関する著作権指導なども教員と協力して実施しております。こうした取組を通じて、教育課程の変化に対応した授業づくりを支援しているところでございます。

また、学校図書館は学習・情報・読書の機能を持つ教育支援施設であると同時に、子どもたちにとって心の居場所としての役割も果たしております。昼休憩や放課後、教室の人間関係から離れて1人で過ごしたり、異年齢の人々に関わることができる場となり、安心して過ごせる空間として機能しております。

○議長（井本博一） 1番、井上弘美議員。

○井上弘美 教員と協力しての授業づくり支援のほか、児童の図書委員活動の担当や職員会議への参加、図書の整理、とよなかブックプラネット事業を通じた公立図書館との連携、さらには、司書同士の研修など、学校司書の職務は本当に多岐にわたり、「チーム学校」の一翼を担っておられます。さらに、図書館を居場所とする子

どもが見せる、教室とは違う顔を教員と共有されています。

さて、3月20日付の朝日新聞の記事では、学校司書の配置の地域差について、教育格差であり、国が配置への特定財源として交付金を検討すべきではないかと記しています。今後、本市として学校図書館の在り方、また、学校司書の就業形態についてどのような方針をお持ちか、見解をお聞かせください。

○議長（井本博一） 森山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森山幸雄） 本市では、学校図書館を学習・情報・読書の機能を持つ教育支援施設として位置づけ、学校図書館と公共図書館との連携やICTの活用を通じて、今後も児童生徒の読書活動と学びを支えていきます。

学校司書は、学校図書館教育の推進において重要な役割を担い、任期付短時間勤務職員として学校図書館の運営に携わり、その専門性を生かして活躍する職員であると考えております。

○議長（井本博一） 1番、井上弘美議員。

○井上弘美 ありがとうございます。意見・要望です。学校図書館、そして学校司書の役割について大変重要と捉え、推進している市の姿勢がご答弁から分かりました。であるならば、市の正規職員として働いていただくのが本来の姿ではないでしょうか。学びの場として、安心空間として、学校図書館がいつでも開いていること、専門性の高い司書が常駐していることの重要性について、もう繰り返しません。学校司書のような専門職は任期の定めなく、長期で仕事に取り組んでいただき、フルタイムで子どもたちと向き合うことが、学校図書館教育の観点からも有益であると考えます。

学校図書館司書の皆さんが安心して、その専門性を生かし、本市の学校図書館教育を推進していただく環境の整備を求めて、この質問を終わります。

私の質問は以上です。ありがとうございます。